

四万十町スマート定住対策協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、四万十町スマート定住対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を高岡郡四万十町琴平町16番17号に置く。

(目的)

第3条 協議会は、四万十町内において情報通信技術を活用し、地域住民が生涯に渡って住み続けることができる生活環境の強化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農山漁村振興交付金に係る事業
- (2) その他協議会が定める事業

2 協議会は、前項に規定する事業の一部を委託することができる。

第2章 組織

(協議会の会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる組織等より選出された者をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 特定非営利活動法人 LIFE | 1名 |
| (2) 四万十町地域公共交通会議 | 1名 |
| (3) 四万十町商工会 | 1名 |
| (4) 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 | 1名 |
| (5) 高知県農業協同組合四万十支所 | 1名 |
| (6) 四万十町農業者ネットワーク | 1名 |
| (7) 公益財団法人四万十公社 | 1名 |
| (8) 地域住民代表 | 1名 |
| (9) 高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所 | 1名 |
| (10) 四万十町農林水産課 | 1名 |
| (11) 四万十町にぎわい創出課 | 1名 |
| (12) 四万十町企画課 | 1名 |

(会員の任期)

第6条 会員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第7条 協議会の会長は、協議会の目的を達成するために、暮らし部会及び情報部会を設置する。

- 2 暮らし部会は、地域住民の暮らしに係る業務を行う。
- 3 情報部会は、情報通信技術の活用に係る業務を行う。
- 4 各部会には、部会長を設置する。
- 5 部会は、部会長が必要に応じ招集し、開催する。

(暮らし部会の会員)

第8条 暮らし部会の会員は、次に掲げる組織等より選出された者をもって組織する。

- (1) 特定非営利活動法人 LIFE
 - (2) 四万十町地域公共交通会議
 - (3) 四万十町商工会
 - (4) 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 - (5) 高知県農業協同組合四万十支所
 - (6) 四万十町農業者ネットワーク
 - (7) 地域住民代表
 - (8) 高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所
 - (9) 四万十町高齢者支援課
 - (10) 四万十町農林水産課
 - (11) 四万十町にぎわい創出課
 - (12) 四万十町企画課
 - (13) 四万十町生涯学習課
 - (14) 高知県中山間地域対策課
 - (15) 高知県農業担い手支援課
- (情報部会の会員)

第9条 情報部会の会員は、次に掲げる組織等より選出された者をもって組織する。

- (1) 公益財団法人四万十公社
- (2) 四万十町企画課
- (3) 高知県産業推進課 I o T 推進室

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、第5条に規定する協議会の会員の互選により選出する。

3 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(任期満了又は辞任の場合)

第12条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第13条 協議会は、役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任するこ

とができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面により通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第14条 役員報酬は、支給しないものとする。

第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がその任にあたる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 協議会の会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、協議会の会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第18条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 年度事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会計処理規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第17条第1項及び第3項並びに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事要旨)

第21条 総会の議事については、議事要旨を作成しなければならない。

- 2 議事要旨は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 会員数、当該総会に出席した会員数、当該総会に出席した会員の氏名、第20条第4項の規定により当該総会に出席したと見なされた者の数及び第20条第1項の規定による代理人の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事要旨署名人の選任に関する事項
- 3 議事要旨は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事要旨署名人2名以上が署名しなければならない。
- 4 議事要旨は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を四万十町企画課に置く。

- 2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、四万十町企画課の職員をもって充てる。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 旅費及び日当支給規程
- (3) 専決処理規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び会計処理規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) 会計処理規程に基づく書類及び帳簿
- (5) 文書に関する帳簿
- (6) 会長印登録簿

第6章 会計

(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年度事業計画及び収支予算)

第26条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 27 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の前日までに監事の監査を受けなければならない。

- (1) 年度事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

第 7 章 解散及び残余財産の処分

(協議会が解散した場合の地位の継承)

第 28 条 協議会を解散した場合には、四万十町にその地位を継承するものとする。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 29 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、四万十町に寄附するものとする。

第 8 章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第 30 条 文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第 31 条 文書に関する帳簿として次に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 文書保存簿

(文書の登録)

第 32 条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、文書登録簿に登録するものとする。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

(起案)

第 33 条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2 件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを 1 件とみなし処理することができる。

(文書の決裁)

第 34 条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(文書の専決)

第 35 条 起案文書は、会長が総会の議決を得て別に定める規程により専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第 36 条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(文書の施行)

第 37 条 起案文書の施行に当たっては、文書登録簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。

(文書の完結)

第 38 条 起案文書の決裁等が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、文書登録簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 39 条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)	(保存期間)
第 1 類	10 年
第 2 類	5 年
第 3 類	3 年
第 4 類	1 年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第 40 条 文書で保存期間を経過したものは、文書登録簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を文書登録簿に記入し、保存することができる。

第 9 章 協議会会長印の取扱

(定義)

第 41 条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第 42 条 会長印は、「四万十町スマート定住対策協議会会長之印」の名称を彫刻するものとする。

(登録)

第 43 条 会長は、会長印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を会長印登録簿に登録しなければならない。

2 会長印が廃棄されたときは、速やかに前項の登録を抹消するものとする。

(使用範囲)

第 44 条 会長印は、決裁が終了した文書を施行するとき、又は会計処理規程に定める業務を行うときに使用するものとする。

第 10 章 情報公開

(目的)

第 45 条 協議会の事業内容の透明性を確保し、かつ四万十町情報公開条例の趣旨に基づき、協議会の情報の公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 46 条 「情報」とは、協議会の会員等が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られた記録をいう。以下同じ。) であって、会員等が組織的に用いるものとして、協議会が保有しているものをいう。

(解釈及び運用)

第 47 条 協議会は、この規約の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに開示されることがないように最大限の配慮をしなければならない。

2 協議会は、解釈及び運用にあたっては、会員及び協力事業者の事業活動に支障や損害を与えないよう努めなければならない。

3 協議会は、情報の適正な管理及び情報の開示の手続き、その他この規約に基づく事務の公平かつ能率的な運営に努めなければならない。

(適正な申出及び利用)

第 48 条 情報の開示を申し出ようとするものは、四万十町情報公開条例の趣旨にかんがみ、その規定に準じた請求方法により、適正な申出に努めるとともに、情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に利用、管理しなければならない。

(情報の開示の内容)

第 49 条 情報の開示の内容は、会長・副会長・事務局の協議により決定する。

(情報の開示の方法)

第 50 条 情報の開示の方法は、会長・副会長・事務局の協議により決定する。

第 11 章 雑則

(細則)

第 51 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。